

平成28年度 県議会と県民との意見交換会「あなたのそばで県議会」
(始良・伊佐地域)における回答保留分に対する回答

意見の概要	<p>○ 法定外公共物の占有許可について 霧島市の耕地課では、法定外公共物で与えてはいけない許可を行っている。</p> <p>平成16年に、霧島市が個人から土地を購入し、水路を通した。(申請者は、法定外公共物占有)許可を取る前に(水路に暗渠を通し)埋め立て(て占有していたことから霧島市が後に占有の許可を行い使用料を徴収した。通路ということで許可を取っているが、実際は通路ではない。(申請者が、市の管理する水路沿いに施工した)L型擁壁の根っこ(の不備)を被すために許可を取ったものである。このことについて、議員の意見を伺いたい。</p>
対応・取り組み状況	<p>このことについては、霧島市が所管する法定外公共物の占有許可であることから、霧島市に確認したところ、本件については、霧島市法定外公共物管理条例に基づき許可しており、不当な許可ではないとの回答でした。</p> <p>この件に関して疑義等がある場合は、霧島市の担当部署に相談していただきたいと考えます。</p>

平成28年度 県議会と県民との意見交換会「あなたのそばで県議会」
 (始良・伊佐地域)における回答保留分に対する回答

<p>意見の概要</p>	<p>○ 県外ナンバー車両の税金の納付について 隼人京セラ, 国分京セラ, ソニー工場などには, 多くの県外ナンバー車両が来ている。鹿児島県の道路を走り, 道路が傷めば鹿児島県が工事をする。県外ナンバー車両について, 鹿児島県に税金を納めるような動きをしてもらいたい。</p>
<p>対応・取り組み状況</p>	<p>自動車の所有者は使用の本拠の位置に変更があったときは, 道路運送車両法に基づき管轄する運輸支局に変更登録申請をすることとなっています。</p> <p>県税である自動車税は, 上記運輸支局の情報に基づき登録された主たる定置場所在の都道府県において, その所有者又は使用者に課税されています。</p> <p>自動車税は, 本県の貴重な自主財源ですので, 転入された場合は, 変更登録の手続きをとっていただくよう, 県においても様々な媒体を通じて繰り返し広報を行っているところです。</p> <p>今後とも, 県民の皆様の理解を得られるよう, 県当局に対し, 引き続き積極的な広報活動の実施について要請したいと考えています。</p>